

次期第10期計画における事業の記載について(案)

施策通 し番号	変 更 前 (9 期)	変 更 後 (1 0 期) 案	備 考
—	(1)重層的・包括的な相談支援体制の強化 在宅高齢者やその家族が、 必要なときいつでも 身近な地域で相談ができるよう、地域包括支援センターや 関係機関を含めた相談支援体制の強化に努めます。	(1)重層的・包括的な相談支援体制の強化 在宅高齢者やその家族に加え、頼れる身寄りがない高齢者 等が、生活上の困りごとを抱えた際に、必要なときいつでも 身近な地域で相談ができるよう、地域包括支援センターや関 係機関を含めた相談支援体制の強化に努めます。	9期 p80
32	ウ 地域ケア圏域会議 年3回各地域包括支援センターが主催し、医師、薬剤師、町会 会長、民生委員、ケアマネジャー、社会福祉協議会、市ケース ワーカー、生活支援コーディネーター等の、地域で活動して いる関係者が出席する地域ケア圏域会議を開催します。この 会議は、個別ケースの課題分析 により、地域に共通した課題を明確化 し、解決に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげ ることを目的としています。	ウ 地域ケア圏域会議 年3回各地域包括支援センターが主催し、医師、薬剤師、町会 会長、民生委員、ケアマネジャー、社会福祉協議会、市ケース ワーカー、生活支援コーディネーター等の、地域で活動してい る関係者が出席する地域ケア圏域会議を開催します。この会 議は、個別ケースの課題分析や、頼れる身寄りがない高齢者 等の生活課題の把握により、地域に共通した課題を明確化 し、解決に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげ ることを目的としています。	9期 p85

施策通 し番号	変 更 前 (9 期)	変 更 後 (1 0 期) 案	備 考
—	2(5)権利擁護の推進 判断能力が低下したために、契約等の法律行為における意思決定が困難な高齢者<u>の</u>日常生活を支援し、その権利を擁護するための成年後見制度の周知や利用の促進<u>に</u>努めます。 また、在宅で暮らす単身高齢者、認知症高齢者等が増加することから、消費者被害や高齢者虐待の防止に努めるとともに、権利擁護に関する市民意識を高め、理解を深めるための取組みを行います。	2(5)権利擁護の推進 判断能力が低下したために、契約等の法律行為における意思決定が困難な高齢者<u>や、頼れる身寄りがない高齢者等</u>の日常生活を支援し、その権利を擁護するための成年後見制度の周知や利用の促進<u>など、必要な支援</u>に努めます。 また、在宅で暮らす単身高齢者、認知症高齢者等が増加することから、消費者被害や高齢者虐待の防止に努めるとともに、権利擁護に関する市民意識を高め、理解を深めるための取組みを行います。	9期 p103

施策通 し番号	変 更 前 (9 期)	変 更 後 (1 0 期) 案	備 考
62	ウ 中核機関の充実 令和3年度に地域連携ネットワークの中核となる機関(中核機関)業務を社会福祉協議会に委託し、成年後見センターふじみを設置しました。_____中核機関では以下の4つの業務を段階的・計画的に取り組んでいます。今後、以下の業務を行うため、 _____ _____ _____ _____中核機関の体制について協議を進めます。 ・相談業務 ・広報業務 ・成年後見制度利用促進業務 - ア)受任者調整(親族後見人、専門職団体、家庭裁判所との調整・連携) - イ)担い手の育成(市民後見人養成講座)と活動支援 _____ ・後見人支援業務 - ア)後見人等からの相談 - イ)市民後見人のフォローアップ研修	ウ 中核機関の充実 令和3年度に地域連携ネットワークの中核となる機関(中核機関)業務を社会福祉協議会に委託し、成年後見センターふじみを設置しました。<u>相談件数の増加に伴い、令和8年度から人員を増員しました。</u>中核機関では以下の4つの業務に_____取り組んでいます。_____ <u>また、令和8年6月に「民法等の一部を改正する法律」及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立、公布され、現在、施行に向けた運用や体制の準備が行われていることから国の動向や、次期の成年後見制度利用促進基本計画等を注視しながら必要に応じて中核機関の体制について協議します。</u> ・相談業務 ・広報業務 ・成年後見制度利用促進業務 - ア)受任者調整(親族後見人、専門職団体、家庭裁判所との調整・連携) - イ)担い手の育成(市民後見人養成講座)と活動支援 <u>ウ)日常生活自立支援事業等との連携</u> ・後見人支援業務 - ア)後見人等からの相談 - イ)市民後見人のフォローアップ研修	9期 p104

施策通 し番号	変 更 前 (9 期)	変 更 後 (10 期) 案	備 考
64	2(5)①オ 成年後見制度利用支援事業の推進 認知症等のために判断能力が不十分な高齢者で、<u> </u>身寄りのない方や親族等の援助を受けられない方に対して、市長申立てによる成年後見制度の利用を図ります。また、後見人等への報酬を負担することが経済的に困難な被後見人等に対して、報酬の助成を行います。	2(5)①オ 成年後見制度利用支援事業の推進 認知症等のために判断能力が不十分な高齢者で、頼れる身寄りのない方など、親族等の援助を受けられない方に対して、市長申立てによる成年後見制度の利用を図ります。また、後見人等への報酬を負担することが経済的に困難な被後見人等に対して、報酬の助成を行います。	9期 p105
76	2(6)⑧ 住宅確保要配慮者に係る施策との連携(建築指導課と連携) 平成 28 年4月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や住宅確保要配慮者の入居円滑化等が位置付けられました。 今後、住まいを自力で確保することが難しい<u> </u> <u> </u>単身高齢者や夫婦のみの高齢者が増加することが予測される中であって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要であることから、高齢者の住まいに関するセーフティネットを構築する必要があります。埼玉県住まい安心支援ネットワーク³¹では、入居支援を行う不動産仲介業者や住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報提供など、住まいに関するセーフティネットの構築などに取り組んでいます。 本市におきましても、県と連携しながら、住宅確保要配慮者の住まいの安定的な確保<u> </u>に向け取り組んでいきます。	2(6)⑧ 住宅確保要配慮者に係る施策との連携(建築指導課と連携) 平成 28 年4月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や住宅確保要配慮者の入居円滑化等が位置付けられました。 今後、住まいを自力で確保することが難しい頼れる身寄りがない高齢者等を含む単身高齢者や夫婦のみの高齢者が増加することが予測される中であって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要であることから、高齢者の住まいに関するセーフティネットを構築する必要があります。埼玉県住まい安心支援ネットワーク³¹では、入居支援を行う不動産仲介業者や住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報提供など、住まいに関するセーフティネットの構築などに取り組んでいます。 本市におきましても、県と連携しながら、住宅確保要配慮者の住まいの安定的な確保と生活支援の一体的な推進に向け取り組んでいきます。	9期 p110

施策通 し番号	変 更 前 (9 期)	変 更 後 (1 0 期) 案	備 考
77	コ 市内循環バス特別乗車証交付(都市計画課と連携) 高齢者の方の移動手段の一つとなっている市内循環バス「ふれあい号」を維持継続していくため、関係機関と協議していきます。また、高齢者の外出機会を確保するため、引き続き 70 歳以上の方を対象として、運賃が半額になる「特別乗車証」を交付します。	コ 市内循環バス特別乗車証交付(都市計画課と連携) 高齢者の方の移動手段の一つとなっている市内循環バス「ふれあい号」を維持継続していくため、関係機関と協議していきます。また、高齢者の外出機会を確保するため、引き続き 70 歳以上の方を対象として、運賃が半額になる「特別乗車証」を交付します。 <u>特別乗車証について、市民の利便性を考慮し、マイナンバーカード等の活用を検討します。</u>	9期 p89
新設		サ 運転免許返納後の移動支援 高齢者等実態調査の結果から、運転免許返納後の移動手段の確保が困難となる方が一定程度存在することが推測されます。 高齢者が運転免許を返納した後も、家に閉じこもることなく、引き続き生き生きとした生活を送れるようにする観点から、運転免許返納者の移動を支援します。	

施策通 し番号	変 更 前 (9 期)	変 更 後 (1 0 期) 案	備 考
新設		(2)頼れる身寄りのない高齢者支援と終活支援に関する取組み 社会福祉法が改正され、頼れる身寄りのない高齢者に対する日常生活・入院等の手続き・死後事務の支援を行う事業が第二種社会福祉事業に位置付けられ、あわせて、相談体制等の整備を図ることとされました。 これを踏まえ、頼れる身寄りのない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進します。 ① 頼れる身寄りのない高齢者支援(福祉政策課と連携) 高齢者あんしん相談センターにおいて、頼れる身寄りのない高齢者からの相談を受ける体制を作ります。 また、頼れる身寄りのない高齢者の抱える生活課題について、地域課題として、地域ケア会議等の場を通じて議論を継続していきます。 生活課題の解決に向けては、社会福祉協議会等及び民間事業者(高齢者等終身サポート事業者)との連携を進めます。	

施策通 し番号	変 更 前 (9 期)	変 更 後 (1 0 期) 案	備 考
新設		② 終活支援(福祉政策課と連携) 頼れる身寄りのない高齢者が生前に契約を締結し、預託金による葬儀・納骨・清算や家財処分等を行う事業の委託等の先進事例の研究を進めます。 また、終活ノート等の保管場所等の終活情報の登録事業についても社会福祉協議会等実施主体や実施手法等について検討を行います。	